

## 滋賀の子ども・若者のほほえむ力サポート事業 子ども食堂等緊急支援助成の考え方について

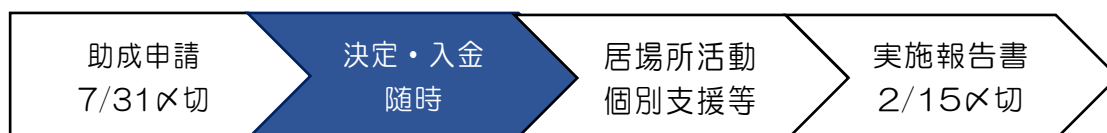


コロナ禍で、また物価高騰の影響が心配されますが、子どもたちが集い、手作りの食事をしたりいろんな体験をしたりして、楽しく地域とつながり続けられるよう、ぜひこの助成をご活用ください。

本事業の助成対象についての考え方は、下記のとおりです。申請や実績の報告の記載については、記入方法をご覧ください。

- ◆ この事業は、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」をうけ、県から補助金を受け、県社協で実施する事業です。
- ◆ コロナ禍や物価高騰の厳しい影響が子どもたちに及ばないように、子ども食堂等の取り組みの支援を通じて地域における子どもたちの居場所や地域とのつながりを確保するため、①子ども食堂つながりネットワーク SHIGA に加入している子ども食堂および②子どもの夜の居場所フリースペース等に助成をします。

申請から実績報告までの流れ



- ◆ **令和4年7月から9月末までに3回以上活動することが助成の要件**になります。

活動とは、居場所活動（食材配布含む）、個別対応（食材配達含む）など子どもたちへの直接支援に係る活動のいずれも1回と数えられます。

① 7月から9月末までに3回以上活動するとは、どういうことか。

実施日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		① ②	③	④		⑤	⑥		⑦

- ・ 子ども食堂等の居場所型活動
- ・ 配食
- ・ 個別対応（訪問など）する

どの活動も1回と数えます





下記①、②、③に該当する子ども食堂等であり、

- ① 子ども食堂つながりネットワーク SHIGA に加入している県内の子ども食堂
- ② 社会福祉施設等を活用した子どもの夜の居場所フリースペース
- ③ その他滋賀県社会福祉協議会会長が認める子どもたちの居場所活動

上記①のように、7月から9月末までの間に3回活動していれば  
助成金を7月～1月の活動費(10万円上限)として使えます。

実施日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		① ②	③	④		⑤	⑥		⑦

2/15までに報告書を提出

例1：7～9月に10万円分全額を使う ⇒○

例2：7～1月の間の子ども食堂の経費は他の収入から支出し、食材配布や文具を買う（手土産）経費のみをこの助成金から支出する ⇒○

※他団体からの子ども食堂等への助成を受けている場合、今回の助成を受けることで、その助成金を返還することとならないか必ず確認してください。

※支出額が助成額を下回る場合や9月末までに3回以上の活動が確認できない場合は、助成額の一部または全額を返金いただくこととなりますので、ご注意ください。

◆対象となる経費は、子どもたちへの直接支援に係る経費が対象となります。  
※他団体からの助成と合算（領収書が1枚）で支出するとは避けてください。  
その他疑義が生じる恐れのある支出は、対象経費から除いてください。

#### <助成の対象となる例>

例3：夏休み講師を招いて工作キットを使った体験をする

⇒○（講師謝礼、講師交通費、工作キット、文房具代など）

例4：バスを借りて琵琶湖博物館を見学する

⇒○（借り上げバス代、高速代、付き添う大人の入館料など）

例5：鯖缶カレーセットの配布

⇒○（食材費、袋代、レシピ印刷代など）



例6：クリスマス会をいつもと違う会場で実施する

⇒○（食材費、プレゼント代、会場使用料など）

例7：気になる家庭を訪問して食材やおもちゃなどお渡しする

⇒○（食材費、プレゼント代など）

＜助成の対象とならない例＞

例 8：スタッフやボランティアの謝礼や謝礼品、ガソリン代等 ⇒×

例 9：エアコンなど部屋の設備やホットプレートなど器具類代 ⇒×

例 10：地域の方との交流会（大半が大人）等で使用する食材・飲料代、会場代 ⇒×

※子どもを中心としたイベントは対象としますが、大人は参加費を徴収するなど工夫をしてください。

活動保険料・行事保険料については、本事業の助成対象となります。ただし、県社協が別を実施する保険助成を受けた場合は、助成額を超える分にはのみ対象経費とすることができます。

例 1 1:ボランティア活動保険料が年間16,800円の場合、県社協からの助成12,000円であれば4,800円は本事業の経費とすることができます。

◆事業終了後 1 か月以内または令和 5 年 2 月 15 日までのいずれか早い日に実施（活動）報告書を県社協に必ず提出してください。

- ・実施報告には、経費の支出の証拠となる領収書やレシートを添付していただく必要があります。台紙等に貼って、提出まで大切に保管しておいてください。
- ・経費の科目分けができない場合は、合算で記入してください。
- ・県社協の他の助成（ボランティア保険）または他団体から補助金や助成金を受ける場合には、経費は重複できないので、いずれかの助成金・補助金の支出にしてください。

＜例＞

7月の活動費は、この助成金で支払う。	領収書貼付
8月の物品配布の食材経費は、本助成金で支払う	領収書貼付
12月のクリスマス会のプレゼント経費は、本事業	領収書貼付
12月のクリスマス会の食材費は〇〇市からの補助金	—

※助成金に係る消費税等仕入れ控除税額がある場合は、これを減額または相当額の返還が生じる場合があります。該当する子ども食堂等は県社協に連絡をください。なお、任意団体の場合は該当いたしません。

★その他、ご不明な点があればメール、FAX、電話で下記までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】  
滋賀の縁創造実践センター  
滋賀県社会福祉協議会 地域福祉課 はぐくみ係(武村、岩本)  
電話 077-567-3924 FAX 077-567-5160  
メール shiga-hug@shigashakyo.jp

